

令和4年度越谷市社会福祉審議会

第1回障害者福祉専門分科会会議録

日時：令和4年7月28日（木）
15：30～16：50
場所：越谷市中央市民会館4階
第13～15会議室

○委員定数（17名）

○出席委員（10名）

高野 淑恵	委員	越谷市手をつなぐ育成会
佐藤 勝	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
高橋 一夫	委員	ロービジョン友の会アリス
松田 繁三	委員	越谷市医師会
古野 量平	委員	越谷公共職業安定所
高橋 忠	副分科会長	越谷市歯科医師会
新美由美子	委員	越谷市ボランティア連絡会
中根 陽子	委員	埼玉県障害難病団体協議会
朝日 雅也	分科会長	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科
角田 範夫	委員	公募委員

○欠席委員（7名）

岡野 昌彦	委員	越谷市医師会
桑原 礼子	委員	やまびこ家族会
宮下 昭宣	委員	越谷市聴覚障害者協会
長島 裕輔	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校
杉田 聡	委員	埼玉県立越谷特別支援学校
小口 高寛	委員	公募委員
友野由紀恵	委員	公募委員

○事務局出席者（10名）

小田 大作	福祉部長	山崎 健晴	障害福祉課長
森田 昌明	子ども福祉課長	鈴木 理香	子ども福祉課調整幹
黒沢 和人	障害福祉課副課長	杉野 一樹	障害福祉課副課長
市川今日子	子ども福祉課副課長	高橋 成人	障害福祉課主幹
木村 覚	障害福祉課主任	丸岡 龍介	障害福祉課主事

1 開会

開会に伴い、朝日分科会長から挨拶をいただいた。

また、越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議は委員の半数以上の出席で成立することを説明。委員総数17名のうち10名が出席しているので、会議が成立することを報告した。

2 議事

議事進行については、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、朝日分科会長が議長となり議事を進行した。

また、本審議会が越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明後、傍聴の確認を行い2人の傍聴人が入場した。

- 報告事項(1) 第5次越谷市障がい者計画の進捗状況について
事務局から資料1に基づき説明を行った。

質疑等(要旨)

【委員】

資料1の19ページ⑤-6の指標「災害時要援護者避難支援制度における自治会の賛同率」の令和3年度実績が51.19%とあるが、この登録は自治会の挙手によるものか。

また、登録者数は507人とのことだが、賛同していない自治会に所属している人も含まれているのか。

【事務局】

賛同自治会数については、本制度に係る継続した周知啓発により、少しずつ増えている状況である。また、賛同していない自治会においても、本制度ができる前から、自治会独自で同様の制度を作り災害時の体制を整備されている自治会も相当数あり、そこに所属している人は、市の制度における登録者に含まれていない可能性がある。

【委員】

同じく災害時要援護者避難支援制度について認知度が低いと感じる。災害時等の緊急時に支援を必要とする人が3,000人以上いると認識している。それにも関わらず、市の制度の登録者数は507人ということで相当数の差がでている。

この差を改善するために、支援が必要な人の総数とそれに対し何人が登録できているのかということを示した上で、本制度の周知を進めていく必要があると思う。

【事務局】

ご指摘の点について、例えば障害福祉課では、手帳所持者のリストを備えているが、そのリストの人数と本制度への登録者数とで開きがあることについては認識している。

本制度について周知しきれていない部分もあると考えられるため、支援を必要とする人に支援がいきわたるよういただいた意見について担当課に伝える。

【委員】

資料1の7ページ②-2の項目名「児童発達支援センターにおける外来発達相談の充実」の取組状況等の1行目で、資格者名の記載があるが、公認心理師のみ「公認」とついているのはなぜか。

次に、9ページ④-8の項目名「自立支援医療の推進」の取組状況等の1行目及び3行目に「障がい除去・軽減する」という記載があるが、障がいを個性と捉える考え方もある中で、除去・軽減という表現は相応しくないのではないかと思う。

次に、10ページ②-6の項目名「家族介護事業に推進」の取組状況等の最後の行に「一般市民のほか小中学校や企業等、幅広い対象に実施した」とあるが、内容がわかりやすくなるよう実績などを具体的に記載したほうがよいのではないか。

【議長】

心理士の名称は、従来の臨床心理士など複数あるが、近年の法律の施行により国家資格として新たに制度化された資格の名称が「公認心理師」ということで、ご理解いただきたい。

また、「障がいを除去・軽減する」という表現については、自立支援医療の規定上この表現になっていることから、第5次障がい者計画でも同じ表現を使用していると思われるが、この取組状況等の記載にあたり、規定上の説明だけでなく障がいの意味や考え方を踏まえて表現してもよいのではないかという意見だと思う。

また、同様に表現の部分で、認知症サポーター養成講座についても、「小中学校や企業で実施した」だけでなく、実績など具体的に記載し、わかりやすくすべきという意見だと思う。

【事務局】

いただいた意見について事業の担当課に伝えるとともに、次回の報告書作成の際に表現等について検討する。

【議長】

第3次地域福祉計画が福祉分野の上位計画になったため、報告書等の様式をこちらに合わせ変更したという説明が事務局からあった。従来は進捗率をA、B、C等で評価していたが、変更後は矢印で視覚的に進捗状況を表現している。この点について意見はあるか。

【委員】

視認的には特に問題ない。

【委員】

知的障がい者の場合、A、B、Cの概念の理解が難しく、矢印での表現のほうがわかりやすい。

【議長】

今回からの評価方法の変更ということで改めて質問させていただいた。この方法で問題ないということを確認した。

【委員】

資料1の13ページ②-5の項目名「指定障害福祉サービス事業所しらこぼとの充実」の取組状況等の5行目で、「工賃収入の向上」という表現があるが、この表現よりも、どのように販売努力をして、販売収入がいかに増えたかという点を強調した表現にしたほうがよいのではないか。

次に、15ページ③-1項目名「障がい者団体の育成」の取組状況等について、活動場所の提供を行ったこと以外にも、団体の育成に係る働きかけについて記載してほうがよいと思う。

次に、20ページの総括について、後半部分の「前進が見られなかった事業等については、令和3年度の取組みを踏まえた工夫を行いながら」と記載があるが、何点か具体例を挙げて記載したほうがよいと思う。

【議長】

ただいま意見をいただいたが、本日の意見等について報告書に反映させることは可能か。

【事務局】

令和3年度の報告書には反映できないため、来年度以降検討する。

○報告事項(2) 第6期越谷市障がい福祉計画・第2期越谷市障がい児福祉計画の進捗状況について
事務局から資料2に基づき説明を行った。

質疑等(要旨)

【委員】

資料2の2ページの成果目標5「障がい児支援の提供体制の整備等」の項目「医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置」について、令和3年度の実績が「設置済み」とあるが、これは令和3年度中に設置され、実際の協議は何回か行われたのか、それとも設置準備が整ったということか。

【事務局】

令和3年度に設置し、協議を1回行っている。令和4年度は、5月に協議を1回行っており、引き続き協議を行っていく計画となっている。

【委員】

1ページの成果目標「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」に関連して、地域生活拠点は、当初は令和2年度末までの整備の予定であったが、新型コロナウイルスの影響で延期となり、今回の成果目標で令和3年度末までに検討を進めるという目標が立てられた。最終的には、令和5年度中の整備ということで、3年間の遅れが生じているという理解でよろしいか。

また、自立支援協議会の専門部会で協議を行ったということだが、自立支援協議会と、その専門部会の構成について教えていただきたい。

【事務局】

お尋ねの通り、地域生活支援拠点の整備は前計画で令和2年度末までに整備することを目標としていたが、新型コロナウイルスの影響により会議そのものが開催できず、残念ながら延期になっている状況である。そこで、本計画で改めて令和3年度中に検討を進めるという目標を立て、令和5年度中の整備に向け協議を進めている状況である。

また、自立支援協議会の構成としては、まず20人で構成される全体会議がある。そのうち、障がい別や相談支援等の専門部会があり、複数の専門部会に掛け持ちで所属いただいている委員もいる。

その中で、地域生活支援拠点・基幹相談支援センターの設置準備専門部会を令和3年度に改めて立ち上げた。その人数については部会長が必要と認める人数となっており、現在は、委託をしている4つの相談支援事業所等から選出された委員により12人で構成している。

【委員】

2ページの成果目標5「障がい児支援の提供体制の整備等」の項目「医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」について、令和5年度までに10人を配置するという目標であるが、令和3年度の実績が2人ということで、これは計画どおりなの人数なのか、それとも希望者がいないのか教えていただきたい。

次に、3ページ以降の「令和3年度サービスの見込量等の状況」について、見込量に対する実績数値の割合が0%の指標があるが、この理由について教えて欲しい。

【事務局】

1点目の医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、看護師等の医療関係の資格や保育士等の福祉関係の資格を有するもの等の条件があり、それらの関係機関に対し、埼玉県で実施しているコーディネーターの養成研修の参加を要請しているが、多忙ということもあり参加が進んでいない状況である。今後は、参加者を増やしていくための取組みを一層進めていきたいと考えている。

2点目の3ページ以降のサービスの見込量の状況についてであるが、これは、障害者総合支援法の中に定められているサービスの見込量のことである。見込量は、まず、国が計画の計画策定の方針を出し、全都道府県、市町村がその方針に基づい

て作っており、見込量を作るサービスの中には、障がい者の利用が多いサービスと必ずしもそうではないサービスがある。

利用が多いサービスは、これまでのデータの積み上げから実績に近い見込量を算出することができる。これに対し、サービスの利用がない、または少ないサービスについては、例えば、3ページの下から5行目の項目「地域生活支援拠点等」は、整備に向けた協議中のため、整備数は0ということになる。その下の「地域移行支援」及び「地域定着支援」の実績も0であるが、これらのサービスは施設入所者や、入院している方が退所、退院し、地域に戻って生活を始める際に初めて必要とされるサービスである。関連して、1ページの最初の成果目標「福祉施設の入所者と入所者の地域生活への移行」の最初の項目「令和5年度末までの地域生活移行者数」であるが、11人の目標に対し、令和3年度の実績は0であった。この11人という目標値は、本計画策定時の令和元年度末時点の施設入所者数201人の5%の値であり、結果として退所または退院し、地域に戻った方がいなかったため、「地域移行支援」及び「地域定着支援」のサービスは使われず、実績が0となっている。

このようにサービスを利用する機会がない場合もあるが、サービスがあることを知らなかったために利用できなかったということがないよう、利用者及び事業所への周知を行っていく。

【委員】

4ページの下から4行目の項目「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の修了者数が0である理由を伺いたい。

次に同ページ下から2行目の「精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」の開催数が0である理由について伺いたい。

【事務局】

1点目の「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の修了者数について、国や県で示している基準に満たない方は、一定のレベルが担保できないということで、修了にならない場合がある。

そのため、令和3年度は研修に参加したが、修了要件に満たなかったがゆえに修了者数が0人になったという認識である。

また、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会は、令和3年度は1回の開催を予定していたが、新型コロナウイルスの影響で開催ができなかった経緯があるが、先ほど話題に出た自立支援協議会の中に、精神障がい専門部会があり、令和3年度は2回開催した。先の協議会と多少ニュアンスは異なるが、関係する事業者等が集まり、精神障がいの分野について協議を行っている。

【議長】

障がい福祉計画・障がい児福祉計画については、掲載しているサービスや事業の見込量に対する実績数値割合の平均値が100%になればよいものではない。同じ並びにある項目でも、会議の開催数の見込と、サービスの利用時間や利用人数の見込では意味合いが異なるため、障がい者計画のように一定の基準を設け評価することができない。項目一つ一つの背景や性質を踏まえながら、とりわけ事務局において見込に対する実績を分析していくことが必要であると感じた。

【委員】

2ページの成果目標5「障がい児支援の提供体制の整備等」の項目「医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置」について、令和3年度に設置済みとのことだが、この関係機関というのは具体的にどのような機関でどのように開催しているのか。

【事務局】

この関係機関というのは主に庁内の関係課を指しており、子ども福祉課、障害福祉課、保健センター、保育所及び教育委員会などからコーディネーターに必要な資格をもつ保健師や保育士等に参加いただいている。また、庁外からも訪問看護ステーションの代表者に参加いただいている。開催方法としては、緊急時に都度開催するものではなく、定期的に構成団体から委員を集め、医療的ケア児に係る必要な事項について協議している。

【委員】

5 ページの 4「発達障がい者等に対する支援に係る見込量」のペアレントプログラムの取組について、最近、発達障がい者からの相談が多く、データとしても県内の発達障がい者の数が増えてきているが、16～18 歳程の発達障がい者は、本来は 2、3 歳児から受ける必要があった支援を受けておらず困難な状況になっている。

この状況に対し、ペアレントプログラムは重要な取組であるが、この中に発達障がい者にも重要な支援である、学校教育及び医療的支援を加えていただきたい。

【事務局】

いただいた意見について事業の担当課に伝える。

【委員】

本日の資料やその説明の中で、新型コロナウイルスの影響により中止しているものがあるが、対策を講じながら可能な限り実施すべきだと思う。

また、資料 1 の別紙「第 5 次障がい者計画推進事業令和 3 年度実施状況一覧」で、例えば N0.30 の項目①-5「母子健康づくり事業の充実」の「今後の取組または課題・R4 年度～」の欄における「妊婦全数面接」や、他の事業にも共通するが「切れ目のない相談」という表現について、冷たいイメージを持つため、もっと柔らかい表現で発信していくべきだと思う。

【議長】

全体を通しての意見ということで、新型コロナウイルスの影響については、どうすれば事業が実施できるかという観点で、また、表現については法令等で定められた表現との兼ね合いも踏まえながら事務局で検討いただきたい。

3 その他

事務局から次回の会議について令和 5 年 2 月頃の開催を予定している旨を報告した。

4 閉会

閉会に伴い、高橋副分科会長より挨拶をいただいた。